

博士論文【要旨】

保険業の健全化規制に関する我が国への影響について
—国際保険資本規制導入に伴う保険業法の改正の検討—

The Impact of Prudential Regulations on the Insurance Business in Japan
—Review of Insurance Business Act amendment associated with the introduction of
international insurance capital regulations—

中央大学大学院戦略経営研究科
ビジネス科学専攻 博士課程後期課程
金澤 暢義

I. 要旨

本稿の目的は、我が国の保険業において、国際保険資本規制の導入の影響分析を行い、その分析した結果をもとに保険業法改定の必要性和その方向性について考察を行うものである。また考察の解決策の一つとして、我が国の保険業法の改正を含めた法整備に関する提言を行うものである。

研究の背景として、グローバル化による保険業を取り巻く環境の変化が起きていることが起因している。保険業は、現在、海外事業展開の拡大によりグローバル化が進んでいる。また、保険規制においてもグローバル化が進んでおり、銀行セクターにおけるバーゼル規制と同様の定量的な国際保険資本基準(ICS等)の適用が現実的になりつつある。このような国際的な保険資本規制を各国・各地域へ適用するには、国内規制への導入するための各国・各地域での健全性規制に関する検討が必要である。これまでに銀行セクターにおける国際資本規制の導入があった際にも、規制導入されるまでには、さまざまな議論があったものと認識しており、保険分野についても状況は同様である。我が国においても国際保険資本規制が導入された場合に、保険会社に対する規制・監督の見直しが必要である。そのようなことから、今後、我が国の保険業における規制・監督においても、国際保険資本規制が導入されるにあたって対応を検討していくことになる。本稿では、保険業法の改正を含めた法整備に関する考えを述べていくものである。

II. 構成

本稿の構成は、まず、1章「研究テーマに対する考え方」では、本稿において扱う研究の対象・目的について明らかにする。また、研究テーマに対する筆者の問題意識についてもあわせて明らかにする。

2章から4章においては、保険業をめぐる規制環境の変化とその背景を理解するため、2章「保険業のグローバル化の現状」、3章「保険業の健全化規制導入の背景」、4章「保険業におけるシステミック・リスク」の各章において、保険規制のグローバル化動向やその内容

について確認を行う。

5章から6章においては、環境の変化によって、国際的な保険規制動向の進展や課題が生じていることを、5章「保険業の規制・監督の現状と課題」や、6章「国際保険資本基準の導入とERMの対応」で確認を行う。

その上で、7章「我が国の保険業における国際保険資本規制導入に伴う考察」では、我が国の保険業において国際保険資本規制導入に伴う影響の考察を行うとともに、8章「我が国の保険業に関する銀行法との比較アプローチ」では、銀行セクターにおけるバーゼル規制と同様の定量的な保険資本規制の導入が、我が国の保険業法にどのような影響があるかを主に銀行セクターとの比較によって考察する。

さらに、9章「保険業の健全化規制対応における保険業法改正の考察」では、国際的な保険資本規制が導入されることにより、これまで保険規制は主に「保険契約者等の保護」の観点から規制をしてきたが、今後はマクロ・プルーデンス規制による「金融システムの安定化」の観点からのアプローチが重視されることから、その点を踏まえた保険業法への影響と改定の方向性の考察を行う。10章「我が国の保険業規制への提言」では、それらの考察によって浮かび上がった論点に対する解決策として、保険業法の改正を含めた法整備に関する考えを述べていくものである。

以上